

平成23年度 第2回京都市上下水道事業経営評価審議委員会

次 第

開 催 日 平成23年12月16日（金）
開催時間 午後2時～午後3時30分（終了予定）
開催場所 京都 JA 会館5階 505会議室

1 開会

- （1）委員長あいさつ
- （2）会議の公開等について

2 経営評価等に関する審議

3 今後の予定等

4 閉会

配付資料

次第

出席者名簿

配席図

- 資料1 京都市上下水道事業経営評価審議委員会の会議の公開に関する要領
- 資料2 平成22年度第1回京都市上下水道事業経営評価審議委員会議事録
- 資料3 平成23年度第1回経営評価審議委員会において審議することとされた事項について
- 資料4 平成22年度京都市上下水道局事業推進方針

平成 23 年度 第 2 回京都市上下水道事業経営評価審議委員会出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等
えちご しんや 越後 信哉	京都大学准教授 (大学院工学研究科)
にしむら ふみたけ ○西村 文武	京都大学准教授 (大学院工学研究科)
のがみ みきお 野上 幹夫	社団法人京都工業会理事・事務局長
はやし しげみ 林 しげみ	上下水道サポーター ※
まえおか てるき 前岡 照紀	税理士
みずたに ふみとし ◎水谷 文俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)

◎：委員長，○：副委員長

※ 上下水道サポーターは、施設見学やアンケート調査等の活動を行う上下水道モニター（毎年度、市民の皆様から公募。任期は当該年度）として御活動いただいた方のうち、引き続き、上下水道事業に御協力を頂いている方です。

◆ 京都市

京都市上下水道局次長 太田 達也

// 技術長 鈴木 秀男

// 総務部長 山田 哲士

// 総務部経営改革担当部長 小田 久人

// 総務部お客さまサービス推進室長 向畑 秀樹

// 技術監理室長 大楽 尚史

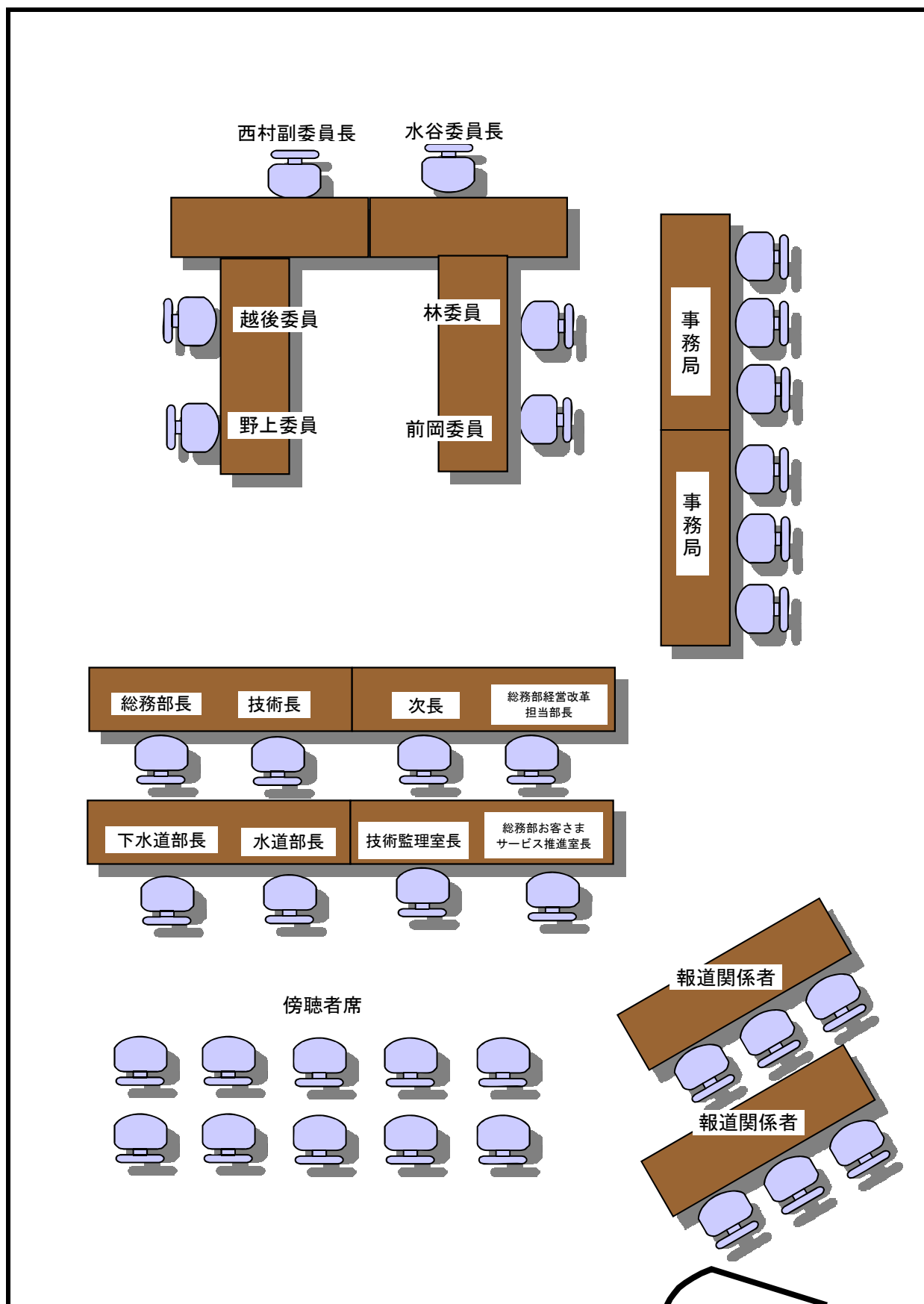
// 水道部長 三田村 晃

// 下水道部長 出口 勝徳

◇ 事務局

上下水道局総務部総務課

平成23年度 第2回京都市上下水道事業経営評価審議委員会配席図



京都市上下水道事業経営評価審議委員会の会議の公開に関する 要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営評価審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者

(4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年7月31日から実施する。

平成 23 年度 第 1 回京都市上下水道事業経営評価審議委員会議事録

日 時 平成 23 年 11 月 14 日（月） 午前 10 時 30 分～正午

場 所 京都 J A 会館（京都市南区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

越後 信哉 （京都大学准教授（大学院工学研究科））

西村 文武 （京都大学准教授（大学院工学研究科））

野上 幹夫 （社団法人京都工業会理事・事務局長）

林 しげみ （上下水道サポーター）

前岡 照紀 （税理士）

水谷 文俊 （神戸大学教授（大学院経営学研究科））

2 京都市

管理者，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
総務部お客さまサービス推進室長，技術監理室長，水道部長，下水道部長

○事務局（総務部総務課）

次第

1 開会

- （1）京都市あいさつ
- （2）委員及び上下水道局出席者の紹介
- （3）委員会設置要綱について
- （4）委員長・副委員長の選任
- （5）委員長あいさつ
- （6）会議の公開等について

2 上下水道事業に関する報告

- （1）平成 22 年度上下水道事業決算概要について
- （2）水に関する意識調査結果について

3 経営評価等に関する報告

- （1）平成 23 年度京都市上下水道事業経営評価について（企業改革プログラムに関する報告を含む。）

- (2) 京都市上下水道事業経営評価審議委員会意見を踏まえた改善について
- 4 経営評価等に関する審議
- 5 今後の予定等
- 6 閉会

内容

1 開会

- (1) 京都市あいさつ
公営企業管理者上下水道局長 西村 京三
- (2) 委員及び上下水道局出席者の紹介
- (3) 委員会設置要綱について
京 都 市： 資料の説明（資料1）
- (4) 委員長・副委員長の選任
 - 委員互選により水谷委員を委員長に選任
 - 水谷委員長の指名により西村委員を副委員長に選任
- (5) 委員長あいさつ

水谷委員長： この審議委員会の委員について、半分の方は新たに就任いただいた。21年度～22年度にも、それぞれの立場から忌憚のない意見を頂いて、京都市の上下水道の経営に有益であったものと考えている。今年度については、先ほど管理者からも話があったが、新たに上下水道料金制度の審議も同時に並行して行っている。上下水道事業については、京都市以外にもいろいろと多くの課題を抱えている。皆様には是非、それぞれの立場から新たな意見を言っていただいて、委員会として、京都市の上下水道事業経営に貢献できるような意見を出していきたいと考えている。

- (6) 会議の公開等について
事 務 局： 資料の説明（資料3）
水谷委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

2 上下水道事業に関する報告

(1) 平成 22 年度上下水道事業決算概要について

事務局： 資料の説明（資料 4）

(2) 水に関する意識調査結果について

事務局： 資料の説明（資料 5）

越後委員： 22 年度と前回の 17 年度を比較すると、水質であったり、全体的な評価も概ね改善しているように見えるが、技術的に何か理由があるのか。

京都市： 前回の 17 年度と比較して、水質に関する評価が非常に上がっているという結果が出ている。一つには琵琶湖の水質が比較的安定しているということがある。また一方、私どもの水質監視体制又は浄水処理の監視管理体制についても非常にきめ細かく行っており、それが良い評価に結び付いたのではないかと考えている。ひとつには、臭いの物質が水質基準値に加えられており、非常に厳しいコントロールを行い、市民の皆様に臭いを感じさせないようにしている。塩素濃度についても、きめ細かく、市内一円でコントロールし、できるだけカルキ臭がしないように努めている。クリプトスポリジウム等の病原性生物に対する対策としても、濁度の管理を厳密に行っている。

野上委員： この意識調査は一般京都市民の方にしたものか。事業者には行っていないのか。

事務局： 市民に対してである。

越後委員： このアンケートの回答者の年齢分布と京都市の実際の年齢分布についてはどうなっているか。一般的にこういった調査では、高齢の方が熱心に回答し、学生などはあまり回答しない傾向にある。実際の年齢分布に合わせた補正が必要かと感じる。

京都市： 今回の年齢分布については、20 歳代が 7 %、30 歳代 14 %、40 歳代が 15 %、50 歳代が 15 %、60 歳代が 25 %、70 歳以上が 22 %であり、60 歳代及び 70 歳代の方が多いう傾向が出ている。この分布については、前回の 5 年前に実施した調査とほぼ同じ傾向となっている。

西村副委員長： このアンケートはどこに住んでいる方の回答かということは分からないのか。地域性によって大きく変わると思うが。

京都市： 資料編の 12 ページに回答者の属性という項目がある。そこでは回答者がどういう立場であるのかということを知っている。年齢のほか、居住地、世帯人数、家族構成、居住年数、居住形態、水道の用途及び給水方法についてのデータは得られているので、属性ごとに集計することはできるが、そこまではしていない。

林委員： 回収率が 41.9 %となっているが、催促はしないのか。ただ封筒で送るだけなのか。

京 都 市：今回は郵送で得た回答だけで、特に督促は行っていない。ただし、今回は前回と異なり、回答率を上げるためのインセンティブとして、回答を頂いた方には抽選で疏水物語やトラフィカ京カードをプレゼントすることとした。それらの取組により、回答率は前回からは2%ほど上がっている。

越後委員：今の質問についての補足だが、この回収率は、類似の調査と比較すると極めて高い回答率である。通常、事業体が行うと、上手くいくパターンで3割～4割くらいであり、大学が行うと2割くらいのこともある。従って、年齢補正を適切にすれば、統計学的には十分な価値を持つものである。

3 経営評価等に関する報告

(1) 平成 23 年度京都市上下水道事業経営評価について（企業改革プログラムに関する報告を含む。）

事 務 局：資料の説明（平成 23 年度京都市上下水道事業経営評価（本冊，概要版），資料 6）

(2) 京都市上下水道事業経営評価審議委員会意見を踏まえた改善について

事 務 局：資料の説明（資料 7）

4 経営評価等に関する審議

前岡委員：素晴らしい冊子ができているが、印象としては総花的な内容であり、取組項目評価は5段階でAとBのみと高い評価になっている。評価の基準値が適当なのかどうか、どう計られているのか。

京 都 市：経営指標評価は、水道事業者、下水道事業者が参加している全国的な組織である日本水道協会、日本下水道協会が制定しているガイドライン指標に基づいて、京都市の状況を前年度、大都市と比較しているものである。ガイドライン指標はISOでも承認されている。

取組項目評価は、日常業務を102の項目に整理区分しており、参考資料として席上に配布している「事業推進方針」において毎年度の目標を策定しているが、その年度の達成状況を自己評価しているものである。

越後委員：単年度の目標の達成状況を評価していることは認識しているが、例えば、概要版5頁の「異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備」の「A」を見ると、市民としては「整備ができた」という印象を持ってしまう。しかし、内容は単年度の目標である「工事の設計」が完了しただけである。評価としてはそれでいいのだが、見せ方としては、上下水道事業の全体の構想を細分化し、当該年度のステップはきちんと完了した、という方が親切であり、分かり易い。

京 都 市： 取組項目評価は、１０年の長期計画、５年の経営計画を、単年度ごとに達成するために、毎年度計画を立て、予算化し、実施していく、という我々の仕事の進め方の結果が、各年度でどうだったかということを市民に理解してもらうことを主に行っている。御指摘のとおり、施策の全体の評価、という部分にどこまで取り組めるか課題と考えており、工夫をしていく必要はあると考えている。

水谷委員長： ２点申し上げたい。１点目は、先ほど水に関する意識調査の報告において野上委員からも発言があったとおり、一般家庭の御意見は事業運営の参考にされていると思うが、京都市は料金制度の審議も開始したところであり、大口需要者である企業等の御意見も参考に事業を進める必要があると思う。従って、経営評価においても、市民へのメッセージだけでなく、企業等へのメッセージを発信するものとしていく必要があると思う。

２点目だが、先ほどの質疑であった「事業推進方針」の目標はどんな内容になっているか。

事 務 局： 皆さまのお手元にある青色の封筒に、平成２２年度事業推進方針を準備している。４ページにあるように、まず一番左が１０２の各取組項目となっており、その右側の欄に事業計画、そのもう一つ右に目標水準を定めている。例えば、一番上の「水源から蛇口までの水質管理の強化」という項目の目標水準は、「蹴上浄水場において水安全計画を策定」等となっている。

各項目に、このような形で目標を設定して事業を進め、その結果を取組項目評価として報告している。

水谷委員長： 今まで、こういったことについては、本委員会で議論の材料としたことはないが、例えば、目標水準が、客観的で分かりやすいものとなっているか、ということについても、この場で議論してもよいのでは、と思う。これ以外にも、先ほど越後委員からも意見があったが、経営評価本冊子（８６頁、８７頁）上、中長期目標と現時点での進捗状況についての資料は改善されているが、中期経営プランの計画期間は平成２４年度までと、残り期間も少なくなる中で、更に達成状況など分かりやすく示す方法を考えていくということも今後の議論の題材の一つかと思う。

次回の審議委員会では、このようなことを中心に議論してはどうかと思うが、委員の皆様御意見はどうか。

特に御意見がないようなので、今回はそういったことを中心に議論をしていきたい。

本日の論点を簡単に整理する。１点目は、評価全体の話であるが、総花的な印象との御意見があった。経営評価の内容として、京都市の状況を大都市との比較やガイドライン指標との比較を基にした経営指標評価と、単年度の

取組を評価する取組項目評価をしているとの説明があったが、これらが分かりやすい評価となっているかどうかということである。

2点目は、上下水道の利用者の多くは市民であるが、大口需要者の意見も踏まえ事業を行っているはずであり、評価についても市民だけでなく、大口需要者である企業等にも目を向けた内容となっているか、ということである。

3点目は、単年度の目標及び達成状況が、中長期の目標に対して分かりやすいものとなっているか、ということである。

5 今後の予定等

水谷委員長： 次第の5、今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局： この経営評価審議委員会については、今年度、今回を含め3回開催する予定としている。事前に各委員の皆様と調整させていただいているが、12月中旬に第2回委員会を開催する予定としており、水谷委員長から発言のあった内容を中心として経営評価制度の充実について引き続き御審議をお願いしたいと考えている。

また、来年1月頃には第3回委員会を開催し、経営評価等に関する意見の整理をお願いしたいと考えている。その後、意見書として上下水道局に提出いただき、当局としては、これを公表していくことを考えている。

水谷委員長： 次回の委員会は12月中旬に開催予定ということであるが、事務局から改めて開催日、開催場所、開催時刻を委員の皆さんには通知する。

以上で本日の委員会を終了する。

6 閉会

平成 23 年度第 1 回経営評価審議委員会において
審議することとされた事項について

- 1 平成 22 年度 of 取組項目評価の基となる、平成 22 年度京都市上下水道局事業推進方針に掲げる各取組項目の目標水準の客観性及び明瞭性について
- 2 個々の事業（取組項目）が将来的に目指す目標に対する進捗状況や達成度等の記載について

平成22年度 京都市上下水道局事業推進方針

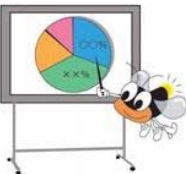
【平成22年度の事業計画と目標水準】

平成22年5月

京都市上下水道局

平成22年度の上下水道局事業推進方針の取組項目一覧

施策目標	重点推進施策	取組項目	ページ
I 安全・安心 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します 	1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給	① 水源から蛇口までの水質管理の強化 ② 漏水の減少と有収率の向上 ③ 原水水質監視の強化 ④ 適正な浄水処理の推進 ⑤ 直結式給水の拡大 ⑥ 水道未普及地域等の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備	4
	2 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備	① 高度浄水処理施設の整備 ② 原水水質監視の強化（再掲） ③ 適正な浄水処理の推進（再掲） ④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	4
	3 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消	① 鉛製給水管の単独取替えの拡大 ② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進 ③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	5
	4 雨に強く安心できる浸水対策の推進	① 浸水箇所の解消 ② 河川整備等と連携した総合治水対策の推進 ③ 地下街等の総合的な浸水対策 ④ 雨水流出抑制の推進	5
	5 地震等の災害に強い上下水道施設の整備	① 導水施設の2系統化・補強 ② 連絡幹線の布設 ③ 水道システムの耐震性向上 ④ 下水経年管路の耐震性向上 ⑤ 重要管路や基幹施設の耐震性向上 ⑥ 下水道システムの強化	5 6
	6 災害・事故等危機時における迅速な対応	① 危機管理対策の強化 ② 応急給水用資機材等の充実 ③ 水道・下水道の水質の安全管理の充実	6
II 環境・くらし 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します 	1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進	① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ② 良好な処理水質の確保 ③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	8
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	① 貯留幹線の整備 ② 雨天時下水処理の改善 ③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減 ④ 河川事業と連携した水辺環境の保全・再生	8
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	① 北部地域の汚水整備の推進 ② 未整備箇所の汚水整備の推進 ③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	9
	4 環境保全の取組の推進	① 環境マネジメントシステムの構築と継続的運用 ② 省エネルギー等の推進による温室効果ガスの削減 ③ 資源循環の推進と施設空間の有効利用 ④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 ⑤ 環境報告書の作成・公表 ⑥ 流域の水環境や水処理に関する情報収集・調査・研究	9 10
III 安定供給・維持向上 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます 	1 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	① 浄水場の施設規模の適正化 ② 給水区域の再編 ③ 水環境保全センターの施設規模の適正化 ④ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ⑤ 下水汚泥処理施設の集約化 ⑥ 下水ポンプ場管理基地の再編	12
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	① 浄水施設等の改築更新 ② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ③ 効率的な改築更新手法の検討 ④ 京北地域水道・大原簡易水道の再整備（再掲）	12
	3 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	① 配水管の計画的な更新（一部再掲） ② 下水管路施設の計画的な点検・改築更新 ③ 浸入水の削減 ④ 効率的な改築更新手法の検討（再掲）	13

施策目標	重点推進施策	取組項目	ページ
Ⅳ サービス 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します 	1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり	① お客さまの利便性の向上 ② お客さまが利用しやすい窓口づくり ③ 高水準なお客さまサービスの提供 ④ お客さまへの情報提供の充実	15
	2 積極的に行動するサービスの充実	① 休日における開閉栓業務の実施 ② 出前トークや環境教育の充実 ③ お客さま訪問サービスの実施 ④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	15
	3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保	① 広報計画の策定・段階的な充実 ② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 ③ 広報関連イベントの展開 ④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実 ⑤ 水道創設100周年記念事業の展開	16
	4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進	① 多様な料金支払方法の導入検討 ② 口座振替利用者へのサービス拡大 ③ 料金制度・料金体系の見直しの検討 ④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	16
	5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進	① 流域における連携の推進 ② 水共生プランに基づく地域との連携 ③ 河川・防災部局等と連携した浸水対策や水環境の保全 ④ 下水道利用に関する啓発・指導 ⑤ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	17
Ⅴ 経営 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います 	1 経営環境の変化に対応した経営の効率化	① 事業の効率化の推進 ② 民間活力の導入の推進 ③ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示 ④ 経営評価を活用したPDCAサイクルの確立 ⑤ 企業力向上のための組織改革の推進 ⑥ 業務の高度情報化の推進 ⑦ 地域水道事業と水道事業との統合	19
	2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化	① 上下水道施設の規模の適正化による建設再投資額等の抑制 ② 水道・下水道工事等におけるコストの縮減 ③ 保有資産の有効活用 ④ 突発事故や将来の負担に備えた運転資金の確保 ⑤ 水需要の喚起や新たな増収策の検討 ⑥ 口座振替利用率の向上(再掲) ⑦ 給与制度の点検・見直し ⑧ 企業債務高の削減	20
	3 上下水道一体体制の効率的な事業運営	① 技術部門の執行体制の見直し ② 水道・下水道の水質管理業務の一元化 ③ 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進 ④ 水道・下水道の料金の一体化の検討 ⑤ 上下水道施設や事業所の共同利用の促進	20
	4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進	① 職員の資質向上のための取組の推進 ② 職員の能力発揮のための職場環境の整備 ③ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成 ④ 知識・経験や技術・技能の継承	21

上下水道局事業推進方針は、上下水道局運営方針で掲げた、京（みやこ）の水ビジョンの5つの施策目標の達成に向けて取り組んでいく、具体的な事業計画や目標水準を取りまとめた単年度の実施計画です。

京（みやこ）の水ビジョンをはじめとする上下水道事業経営戦略や、平成22年度の主な事業については、「平成22年度上下水道局運営方針」として取りまとめ、公表しています。

施策目標Ⅰ

毎日安心して使うことができ、

災害にも強い水道・下水道を目指します

水道、下水道は都市生活に必要不可欠なライフラインのひとつであり、市民の皆さまには、安心して水道、下水道を使っていただけるよう、事業を進めていく必要があります。

安全な水道水を安定して供給するとともに、大雨による浸水の被害から市民の皆さまの生命や財産を守るなど、安全・安心な市民生活を支えます。あわせて、大地震や風水害等の災害にも強く、被災しても早期復旧が可能な上下水道施設を整備します。

重点推進施策

- 1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給
- 2 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備
- 3 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消
- 4 雨に強く安心できる浸水対策の推進
- 5 地震等の災害に強い上下水道施設の整備
- 6 災害・事故等危機時における迅速な対応



I-1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給

蛇口を通じて安全・安心な水道水を、安定して効率的に供給します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 水源から蛇口までの水質管理の強化	水質第1課、水道部管理課、水道部施設課、各浄水場、配水課、水道管路管理センター北部配水管理課、洛西配水場	・水安全計画策定に向けた調査等の実施 ・水質管理目標値の適切な運用 ・水質検査の継続的な実施	・蹴上浄水場において水安全計画を策定 ・水質管理目標値の達成確認及び見直し ・全項目試験等の検査の実施
② 漏水の減少と有収率の向上	水道部管理課、給水課、配水課、水道管路管理センター、水道管路建設事務所	・配水管布設管工事の継続的な実施 ・鉛製給水管取替工事の継続的な実施	・布設管工事完了 11.5Km ・取替工事 18,700件 ・有収率 87.0%
③ 原水水質監視の強化	水質第1課、水道部管理課、水道部施設課、各浄水場、疏水事務所	・原水水質自動監視装置の適切な維持管理と拡充検討 ・琵琶湖水質の定期的な調査の継続的な実施	・定期点検等の実施 ・文献収集の継続的な実施 ・他都市等の水道事業者への調査を実施 ・琵琶湖定期調査(12回)
④ 適正な浄水処理の推進			
原水pH調整施設の整備	水道部管理課、水道部施設課、新山科浄水場、水質第1課	・原水pH調整施設設備工事の継続的な実施(新山科浄水場) ・粉末活性炭注入施設改良の設計委託及び工事の実施	・工事完了 ・設計完了、工事実施
配水水質監視装置の拡充	水質第1課、水道部管理課、配水課、水道管路管理センター北部配水管理課、洛西配水場、水道部施設課	・配水水質監視装置の拡充に向けての継続的な検討の実施	・拡充計画の策定
⑤ 直結式給水の拡大	給水課、配水課	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施による啓発	・直結式給水の増加件数(3階建て以上) 230件/年
⑥ 水道未普及地域等の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備			
水道未普及箇所等の解消に向けた取組	水道部管理課	・給水区域内の水道未普及箇所解消に向けた継続的な取組	・水道未普及箇所解消に向けた現地調査等の実施
京北地域水道(弓削、黒田、細野、京北中部)の再整備	地域事業課	・京北地域水道(弓削、黒田、細野、京北中部)の再整備の継続的な実施	・再整備工事の完了(弓削、黒田) ・事前評価第三者委員会の実施(細野、京北中部) ・認可設計の完了及び実施設計の実施(細野、京北中部)
大原簡易水道の再整備	地域事業課	・大原簡易水道の再整備の継続的な実施	・実施設計完了 ・再整備工事着手

I-2 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備

水道水の異臭味を解消し水質基準を遵守するために、高度浄水処理施設を段階的に整備します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 高度浄水処理施設の整備	水道部施設課、水道部管理課、蹴上浄水場、水質第1課	・蹴上浄水場の整備	・粒状活性炭吸着池築造詳細設計完了
② 原水水質監視の強化(Ⅰ-1-③再掲)			
③ 適正な浄水処理の推進(Ⅰ-1-④再掲)			
④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	水質第1課、水道部管理課、水道部施設課	・流域関係者や研究機関等との定期的な情報交換の継続的な実施 ・琵琶湖水質の定期的な調査の継続的な実施(Ⅰ-1-③再掲)	・滋賀県及び大津市との年1回以上の情報交換会等の実施及び水質協議会等への参加 ・琵琶湖定期調査(12回)

I-3 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消

平成20～29年度の10年間で、道路部分の鉛製給水管をすべて解消します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 鉛製給水管の単独取替えの拡大	給水課	・鉛製給水管の単独取替工事の拡大	・鉛製給水管単独取替工事による道路部分の鉛製給水管解消件数 12,000件/年 ・道路部分の鉛製給水管の割合 23.1%
② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進（再掲）	給水課、配水課、水道管路管理センター、水道管路建設事務所	・補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替工事の継続的な実施	・補助配水管や配水管の布設替え等に関連した道路部分の鉛製給水管解消件数 6,700件/年 ・道路部分の鉛製給水管の割合 23.1%（1-3-①再掲）
③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	給水課	・助成金制度の継続的な実施、個別訪問の充実による利用促進	・助成件数 200件/年

I-4 雨に強く安心できる浸水対策の推進

浸水が起りやすい箇所を速やかに解消し、10年に一度の大雨（1時間に62mm）に対する安全度を確保します。地下施設の浸水等による人命や都市機能の重大な被害を防ぎ、ハード・ソフト両面で雨に強いまちづくりを着実に進めます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 浸水箇所の解消	下水道部管理課、下水道建設事務所、計画課、設計課、各下水道管路管理センター	・浸水箇所における対策検討の継続的な実施 ・未来まちづくりプラン融合モデル「雨に強いまちづくり」の推進 ・岩倉西部地区における対策の実施	・浸水安全度の評価（山科地区全体） ・検討会等の実施 ・岩倉西部地区、長代川1号準幹線（雨水）（1）工事継続実施 ・雨水整備率（10年確率降雨対応）19.9%
② 河川整備等と連携した総合治水対策の推進	下水道建設事務所、計画課、設計課	・京都市河川整備事業との連携事業の実施 ・京都府桂川右岸流域雨水事業との連携事業の実施	・久世高田調整池築造工事継続実施 ・久世高田調整池雨水排水監視設備工事の設計完了、工事実施 ・京都府呑龍幹線への分水施設の実施設計完了 ・雨水整備率（10年確率降雨対応）19.9%（I-4-①再掲）
③ 地下街等の総合的な浸水対策	下水道建設事務所、計画課、設計課	・下水道総合浸水対策緊急事業の実施	・御池地区：御池1号接続支線（1）工事継続実施 ・塩小路幹線実施設計完了 工事実施 ・雨水整備率（10年確率降雨対応）19.9%（I-4-①再掲）
④ 雨水流出抑制の推進	下水道部管理課、設計課、下水道建設事務所	・浸透側溝設置の継続的な実施（有栖川流域） ・アンケート結果を踏まえ改正した雨水貯留施設設置助成金制度を実施、利用促進	・西高瀬川第3排水区雨水整備（5）約400m工事完了 ・西高瀬川第3排水区雨水整備（6）約400m設計完了 工事実施 ・助成件数 120件

I-5 地震等の災害に強い上下水道施設の整備

地震等の災害に強い上下水道施設を整備するとともに、災害リスクを分散し、被災しても被害が少なく、早期に復旧が可能な水道・下水道を構築します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 導水施設の2系統化・補強	水道部管理課、水道部施設課、新山科浄水場、疏水事務所	・新山科導水きよの改良工事の継続的な実施 ・新山科第2導水トンネル築造のための測量及び調査の実施	・工事完了 ・測量及び調査の完了
② 連絡幹線の布設	配水課、水道管路建設事務所	・吉田連絡幹線の継続的な実施 ・葛野連絡幹線の布設 ・御陵連絡幹線（I期）の布設	・吉田連絡幹線 継続実施 ・葛野連絡幹線 工事完了 ・御陵連絡幹線（I期） 工事完了

③ 水道システムの耐震性向上			
浄水場等基幹施設の耐震化	水道部管理課 配水課 洛西配水場 水道部施設課	・新山科浄水場緊急遮断弁設置工事継続実施 ・貯水槽等耐震補強(八瀬貯水槽)	・工事完了 ・工事完了
水道管路の耐震化	水道部管理課 給水課 配水課 水道管路建設事務所	・幹線及び支線管路の耐震化工事の継続的な実施	・配水管耐震化工事 19.0km ・補助配水管耐震化工事 13.5km ・水道管路の耐震化率 8.7%
④ 下水経年管路の耐震性向上	下水道建設事務所 設計課 計画課	・経年管対策の継続的な実施(下水道地震対策緊急整備事業を含む)	・管路内調査実施 2.4km実施 ・経年管対策工事(29)(30)(31)(32)工事完了 ・経年管対策工事(33)(34)(35)(36)設計完了 工事実施 ・経年管対策率(下水道) 78.3%
⑤ 重要管路や基幹施設の耐震性向上	下水道建設事務所 設計課 計画課	・重要管路の耐震化 ・基幹施設の耐震化	・地震対策(1)(2)工事完了 ・地震対策(3)(4)設計完了 工事実施 ・鳥羽E-I系次亜塩素酸上屋耐震改築工事 設計完了 工事実施 ・伏見塩素混和池上屋耐震補強工事 工事完了 ・石田塩素混和池上屋改築工事 工事完了 ・施設(建築)の耐震化率(下水道) 77.4%
⑥ 下水道システムの強化	下水道建設事務所 設計課 計画課	・電気設備の地上化等の推進 ・幹線のネットワーク化に向けた整備	・鳥羽H系最終沈殿池電気設備 工事完了 ・鳥羽I系最初沈殿池電気設備 設計完了 工事完了 ・吉祥院A系最終沈殿池設備 工事完了 ・吉祥院A系最終沈殿池設備(2)設計完了 工事実施 ・伏見合流系最終沈殿池電気設備 設計完了 工事完了 ・七条西・東、河原町分流幹線等 工事継続実施 ・電気設備の地上化率(下水道) 88.0%

I-6 災害・事故等危機時における迅速な対応

あらゆる危機においても迅速に対応できるよう、危機管理対策を強化します。
資器材・防災センター、本庁各課、各事業所の役割分担により、災害対策拠点、作業拠点を充実します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 危機管理対策の強化			
危機発生時の体制整備	総務課 資器材・防災センター 水道部管理課	・危機管理マニュアルの整備、点検 ・資器材・防災センター、本庁各課及び各事業所の役割分担の明確化による 災害対策拠点、作業拠点的充実 ・応急給水訓練の継続的な実施	・危機管理マニュアルの点検、改訂 ・新型インフルエンザ対応に係る事業継続計画の更新 ・所属別マニュアルの更新による各部署での役割分担の明確化と周知 ・訓練の実施(2回以上)
浄水場や配水施設等への監視カメラの設置	水道部管理課 水道部施設課 各浄水場	・各浄水場の監視カメラの増設及び改良	・工事完了
② 応急給水用資器材等の充実	資器材・防災センター 総務課	・防災資器材及び備蓄消耗品等の見直し並びに充実、作業拠点等の整備	・購入計画の一部修正、作業拠点として各事業所等に資器材の配付
③ 水道・下水道の水質の安全管理の充実			
水質の安全管理(水道)	水質第1課	・原水水質自動監視装置の適切な維持管理と拡充検討(I-1-③再掲) ・未規制物質等の検査体制の充実	・文献収集の継続的な実施 ・他都市等の水道事業体への調査を実施 ・継続的な情報の収集 ・環境中の残留が懸念される医薬品、PFOA等の継続的な調査の実施
水質の安全管理(上下水道)	水質第1課 水質第2課	・琵琶湖・淀川水系水質情報の収集 ・監視、分析等の検討、実施、改善 ・淀川水系水質情報の収集	・滋賀県、大津市等との継続的な情報交換の実施 ・年1回以上の有害物質流入事故を想定した危機管理訓練の実施及びマニュアルの点検 ・関係機関主催の会議への参加等による水質情報の収集

施策目標Ⅱ

環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

本市は、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する地域特性を踏まえ、琵琶湖から頂いて使用した水を、きれいにして河川に戻さなければなりません。また、事業活動全般においては、一層の省エネルギーや省資源化を図ることにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会に寄与していきます。

さらに、地球環境の保全は、現在（いま）を生きる私たちが直面している喫緊の課題です。本市は京都議定書誕生の地として、積極的な役割を果たしていく必要があります。

重点推進施策

- 1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進
- 2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善
- 3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大
- 4 環境保全の取組の推進



Ⅱ-1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進

閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化を防止するためには、窒素除去が急務であることから、窒素除去に重点をおいた下水の高度処理を、処理施設の更新時期に併せて段階的に推進します。
ISO14001の取組として窒素・リンの処理水質目標値を設定し、処理水質の向上を図ります。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標基準
① 下水の高度処理施設の段階的な整備	計画課 設計課 下水道施設課	- 高度処理基本計画の見直し - 高度処理施設の整備	- 高度処理基本計画の見直し完了 - 鳥羽B系高度処理築造工事継続実施 - 鳥羽B系高度処理施設築造(2)設計完了工事実施 - 伏見1期(1/2)高度処理施設工事完了 - 高度処理人口普及率47.8% - 窒素高度処理率16.1%
② 良好な処理水質の確保	水質第2課 下水道施設課 各水環境保全センター	- 水質管理マニュアルに基づく適切な運転管理 - 処理水質目標値や水質管理マニュアルの見直し	- 管理基準値不適合時における対応の文書化及びマニュアルへの反映 - 年1回以上の水質目標値及び水質管理マニュアルの見直し
③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	水質第1課 水質第2課 計画課 下水道施設課	- 未規制物質等の検査体制の充実(1-6-③再掲) - 微量化学物質の実態調査	- 継続的な情報の収集 - 環境中の残留が懸念される医薬品、PFOA等の継続的な調査の実施 - 有機フッ素化合物等の分析方法の確立と下水道における実態調査

Ⅱ-2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減する改善対策を、目標年度※(平成35年度)を見据え、積極的に推進します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標基準
① 貯留幹線の整備	下水道建設事務所 計画課 設計課 下水道部管理課	- 各雨水吐の越流回数 の具体検討 - 東山地域での貯留幹線整備の継続的な実施 - 西部山ノ内地域、伏見大手筋地域等での貯留幹線整備の継続的な実施 - 七条系統、河原町系統等での貯留幹線整備の継続的な実施	- 各雨水吐の越流回数 の具体検討実施 - 東山地域 九条分水室・放流渠工事継続実施 - 東大路幹線関連接続人孔 設計完了 工事実施 - 伏見大手筋地域 大手筋幹線、大手筋南幹線工事継続実施 - 西部山ノ内地域 西部2号分流幹線(1)工事実施 - 七条系統 西幹線(1)工事継続実施 - 東幹線(1-2)工事継続実施 - 西幹線(1-2)工事実施 - 河原町系統 河原町分流幹線(1-2)工事継続実施 - 合流式下水道改善率42.3%
② 雨天時下水処理の改善	計画課 下水道施設課 設計課 水質第2課	- 各雨水吐の越流回数 の具体検討(Ⅱ-2-①再掲) - 雨天時下水処理施設の検討 - 雨天時水質調査の継続的な実施とその結果に基づく改善確認 - 各雨水吐の越流回数 の具体検討(Ⅱ-2-①再掲)	- 各雨水吐の越流回数 の具体検討実施(Ⅱ-2-①再掲) - 水処理施設の一部を合流改善施設へ転用に向けた検討の実施 - 合流式下水道改善率42.3%(Ⅱ-2-①再掲) - 年1回の雨天時水質調査の継続的な実施及びその結果に基づく改善確認
③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	下水道建設事務所 計画課 設計課 下水道部管理課 各下水道管路管理センター	各雨水吐の越流回数 の具体検討(Ⅱ-2-①再掲)	- 各雨水吐の越流回数 の具体検討実施(Ⅱ-2-①再掲) - 雨水吐改善率33.0%
④ 河川事業と連携した水辺環境の保全・再生	下水道建設事務所 計画課 設計課 下水道部管理課 きた下水道管路管理センター	西高瀬川清流ルネッサンスⅡの推進	朱雀北幹線(1)工事継続実施

Ⅱ-3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大

計画区域内の未整備箇所や北部地域など必要な下水道整備を推進します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 北部地域の汚水整備の推進	地域事業課	・大原・静原・鞍馬・高雄地区での実施設計の実施 ・大原・静原・鞍馬・高雄地区での整備工事の実施	・平成22年度工事の早期発注及び平成23年度発注工事に係る実施設計実施 ・整備工事実施
② 未整備箇所の汚水整備の推進	下水道建設事務所、設計課	・岩倉地区、桂川右岸地区、伏見西部地区の区画整理事業地内等の継続的な実施	・岩倉地区・桂川右岸地区及び伏見西部地区等区画整理事業地内等汚水整備 設計完了 工事実施 ・下水道人口普及率 99.2%
③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進			
京北特定環境保全公共下水道事業	地域事業課京北分室	・戸別訪問指導や啓発ビラの配布等による普及勧奨の推進 ・未接続理由を書面により確認	・下水道接続率の向上(76.6%) ・全戸を対象に実施
公共下水道事業	下水道部管理課	・戸別訪問指導や啓発ビラの配布等による普及勧奨の推進 ・未接続理由を書面により確認	・下水道接続率の向上(98.8%) ・上下水道局改造成務違反行政措置審査会において、未水洗理由の有無を審査 ・審査結果の取りまとめ

Ⅱ-4 環境保全の取組の推進

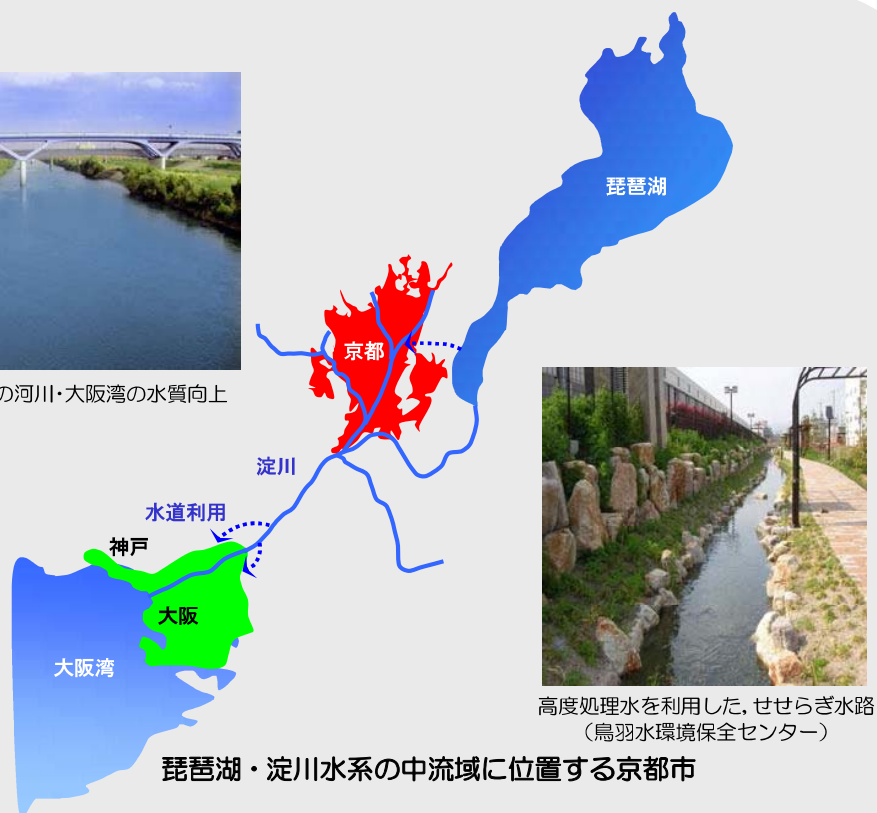
環境マネジメントの継続的な取組により、省エネルギー対策、未利用エネルギーや資源の有効活用を一層図り、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に積極的な役割を果たします。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 環境マネジメントシステムの構築と継続的運用	総務課、水道部施設課、下水道部施設課	・本庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム(KYOMS)の継続した取組の実施 ・本庁舎ゼロ・エミッションの継続的な取組 ・浄水場ISO14001の継続的な取組 ・水環境保全センターにおける環境マネジメントシステムの継続的運用	・本庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム(KYOMS)の継続した取組の実施 ・本庁舎ゼロ・エミッションの継続的な取組 ・臭気・臭気物質の目標値以下の遵守 ・電力使用量18年度比7%削減 ・全体の放流水質平均値BOD5.1mg/ℓ以下の維持 ・電力使用量19年度比1.5%削減
② 省エネルギー等の推進による温室効果ガスの削減			
温室効果ガスの排出削減	水道部施設課、各浄水場	・省エネタイプの機器採用、使用電力の削減 ・浄水場における総電力使用量の削減	・部門別の評価及び目標の見直し ・松ヶ崎浄水場ちんでん池関連設備取替改良工事の実施 ・松ヶ崎浄水場高圧送水ポンプ設備取替工事の完了 ・山ノ内ポンプ場整備工事の実施 ・浄水場全体の電力使用量18年度比7%削減
	下水道建設事務所、下水道部施設課、設計課、各水環境保全センター	・省エネタイプの機器採用、使用電力の削減 ・水環境保全センターにおける総電力使用量の削減 ・汚泥の高温焼却運転の取組	・鳥羽H系最終沈殿池設備 工事完了 ・伏見合流系反応タンク機械設備及び電気設備工事完了 ・伏見合流系最終沈殿池機械設備工事完了 ・吉祥院A系最終沈殿池設備 工事完了 ・吉祥院A系最終沈殿池設備(2)設計完了 工事実施 ・水環境保全センター全体の電力使用量19年度比1.5%削減 ・流動炉高温焼却運転による一酸化二窒素(N ₂ O) 削減対策の継続的な取組
	水道部管理課、水道部施設課、各浄水場	・蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場太陽光発電設備の運用	・蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場太陽光発電設備の継続運用 ・再生可能エネルギー利用率(水道) 0.102%

③ 資源循環の推進と施設空間の有効利用	下水道部施設課 計画課 設計課 鳥羽水環境保全センター 石田水環境保全センター	・バイオマス有効活用の継続的な検討 ・汚泥焼却灰の有効利用に関する情報収集 ・建設副産物や下水高度処理水の有効利用 ・未来まちづくりプラン融合モデル「資源の再利用化の促進」の推進	・汚泥処理施設の改築更新と組み合わせたバイオマス施設の検討の実施 ・有効利用に関する継続的な調査 ・高度処理水(せせらぎ用水)の継続利用 ・溶融スラグ有効利用500t
④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備	水道部管理課 水道部施設課 配水課	・風致地区等での景観配慮の継続的な実施(蹴上浄水場)	・低区配水地改良(2)工事 工事完了 ・1・2号ちんでん池築造工事 工事の継続実施
⑤ 環境報告書の作成・公表	監理課 水道部施設課 下水道施設課	・上下水道事業一体の環境報告書の作成	・上下水道事業一体の環境報告書の発行
流域の水環境や水処理に関する情報収集・調査・研究 ⑥	水道部施設課	・大津市、滋賀県との情報交換会の開催	・情報交換会の開催(滋賀県6月/大津市2月)
	水質第1課 水質第2課	・淀川水質汚濁防止連絡協議会における活動の充実	・関係事業体合同による琵琶湖水質調査等の実施 ・情報交換の継続的な実施(2回以上)
	水質第2課	・水環境の保全に係る調査, 研究の推進	・1担当1テーマ以上の実施とまとめ ・課内調査研究発表会の実施 ・日本下水道協会主催 下水道研究発表会において発表
	計画課	・大阪湾再生推進会議における活動の継続	・下水の高度処理の推進及び合流式下水道の改善等による放流負荷削減対策の実施



市内や下流の河川・大阪湾の水質向上



琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する京都市

施策目標Ⅲ

将来にわたって使い続けられるよう

水道・下水道の機能維持・向上に努めます

水道, 下水道の施設は, 一日たりとも休むことなく稼働しています。これらの施設は造ってしまえば終わりということではなく, 古くなったものは更新や改良により, その機能を維持・向上させていく必要があります。将来にわたって水道, 下水道が使い続けられるように, 老朽化した施設を計画的に更新・改良します。

また, 近年の水需要の減少により上下水道施設の稼働率が低くなっています。水需要に応じた施設規模の適正化や施設の再編成により, より効率的な事業の運営に努めていきます。



重点推進施策

- 1 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成
- 2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新
- 3 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

Ⅲ-1 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

山ノ内浄水場を廃止して、現状の4浄水場体制から3浄水場体制とすることにより、浄水場の施設規模を水需要に応じたものに適正化します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 浄水場の施設規模の適正化	水道部管理課、 水道部施設課、 廠上・山ノ内浄水場、 配水課、 洛西配水場	・山ノ内ポンプ場整備準備工事 及び整備工事の継続実施 ・廠上浄水場1・2号ちんでん池 築造工事の継続実施	・準備工事完了、整備工事継続 実施 ・工事継続実施
② 給水区域の再編	水道部管理課、 各浄水場、 配水課、 水道管路管理セン ター、 水道管路建設事務所	・給水区域再編成計画に伴う実 施計画の策定	・給水区域再編成計画に伴う実 施計画の残り4ステップの策定 (全6ステップ)
③ 水環境保全センターの施設規模の適正化	計画課、 設計課、 下水道部施設課	・雨天時下水処理施設の検討(Ⅱ-2-② 再掲)	・水処理施設の一部を合流改善施設へ転 用に向けた検討の実施(Ⅱ-2-②再掲)
④ 鳥羽・吉祥院処理区の統 合	下水道部施設課、 計画課、 設計課	・統合に向けた関連施設計画の検討	・処理区統合に向けた施設整備方針の検 討の実施
⑤ 下水汚泥処理施設の集 約化	下水道建設事務所、 設計課、 下水道部施設課、 鳥羽・伏見・石田各水 環境保全センター	・石田・伏見水環境保全センターから鳥羽 水環境保全センターへの汚泥圧送施設整 備の継続的な実施	(場外) ・鳥羽石田連絡汚泥圧送管(1)工事継続実施 ・鳥羽・石田汚泥圧送管(2)工事完了 ・鳥羽・石田連絡汚泥圧送管(3)(4)(5)工事継続 実施 ・鳥羽・石田連絡汚泥圧送管(6)(7)工事 設計完 了、工事実施 ・鳥羽・伏見連絡汚泥圧送管(1)(2)工事 設計完 了、工事実施 ・大手筋南幹線(2)工事継続実施 (場内) ・鳥羽汚泥圧送管工事完了 ・石田汚泥圧送管工事完了 ・鳥羽愛宕槽設備 設計完了、工事実施 ・伏見汚泥圧送設備 設計完了、工事実施 ・石田汚泥圧送設備 設計完了、工事実施
⑥ 下水ポンプ場管理基地 の再編	下水道建設事務所、 設計課、 下水道部管理課、 ポンプ施設事務所	マニュアルに従った維持管理の継続	西京極・住吉ポンプ場の2基地化による効率 的な運転管理

Ⅲ-2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 浄水施設等の改築更新	水道部管理課、 水道部施設課、 各浄水場、 疏水事務所	・松ヶ崎浄水場送水ポンプの取 替工事の実施 ・松ヶ崎浄水場フロキュレータ 設備取替工事の実施 ・廠上浄水場低区配水池改良(2) 工事の実施(Ⅱ-4-④再掲)	・高区送水ポンプ設備取替工事 工事完了 ・北電気室配電設備取替工事 工事完了 ・工事実施 ・工事完了
② 水環境保全センター及び ポンプ場の改築更新	設計課、 下水道建設事務所、 ポンプ施設事務所、 下水道部管理課、 下水道部施設課、 各水環境保全センター	・鳥羽・吉祥院・伏見・石田水環境保全 セン ター、各ポンプ場の改築更新の 継続的 な実施	・鳥羽・吉祥院・伏見・石田水環境保全セン ター、各ポンプ場の改築更新工事(18件) 継続実施、工事完了 ・鳥羽・吉祥院・伏見・石田水環境保全セン ター、各ポンプ場の改築更新工事(20件) 設計完了、工事実施
③ 効率的な改築更新手法 の検討	下水道部管理課、 設計課、 計画課、 下水道部施設課	・アセットマネジメントの研究の継続実 施	・下水道長寿命化計画(鳥羽 階段炉 関連)の策定
④ 京北地域水道・大原簡易水道の再整備(Ⅰ-1-⑥再掲)			

Ⅲ-3 道路の下で暮らしを支える管路施設の改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させるとともに、漏水や道路陥没事故を防ぎます。

水道管路については、強度の劣る铸铁管を、高機能ダクタイル鉄管への早期取替えを行います。

下水管路については、耐用年数を超えた経年管路のうち、戦前に布設した管路から重点的に対策を実施していきます。

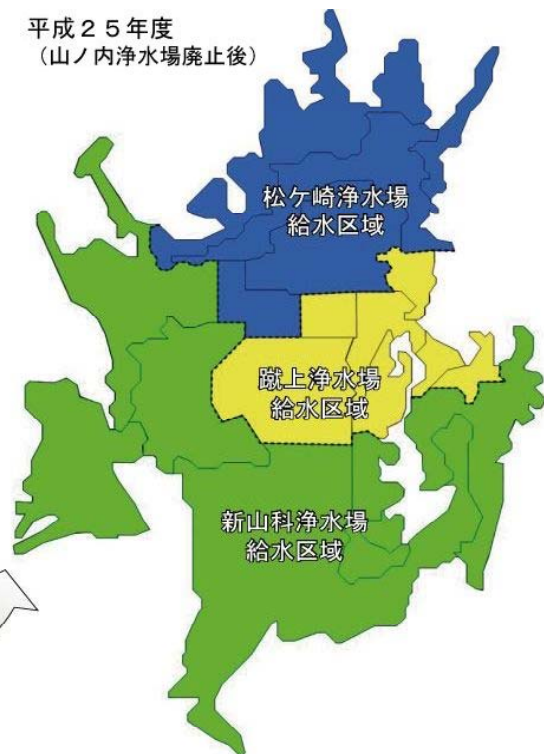
取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 配水管の計画的な更新	水道部管理課 給水課 配水課 水道管路建設事務所	・幹線及び支線管路の耐震化 工事の継続的な実施 (Ⅰ-5-③再掲)	・配水管耐震化工事 19.0km ・補助配水管耐震化工事 13.5km ・水道管路の耐震化率 8.7%
② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新	下水道部管理課 下水道建設事務所 設計課 計画課 各下水道管路管理センター	・緊急輸送道路下の緊急点検の継続的な 実施(布設後30年経過) ・経年管対策の継続的な実施 (Ⅰ-5-④再掲)	・管路内調査 8.3km ・緊急点検達成率 86.0% ・管路内調査実施 約24km実施 ・経年管対策工事(29)(30)(31)(32)工事完了 ・経年管対策工事(33)(34)(35)(36) 設計完了 工事実施 ・管路地震対策(1)(2)工事完了 ・管路地震対策(3)(4)設計完了 工事実施 ・経年管対策率(下水道) 78.3%(Ⅰ-5-④ 再掲)
③ 浸入水の削減	下水道部管理課 みなみ下水道管路管理 センター 下水道部施設課 石田水環境保全セン ター	・山科処理区における浸入水対策の実施	・浸入水調査実施 ・対策工事実施(更生工法) 0.1km
④ 効率的な改築更新手法の検討(Ⅲ-2-③再掲)			

4 浄水場から3 浄水場への 給水区域変更イメージ

平成19年度



平成25年度
(山ノ内浄水場廃止後)



施策目標Ⅳ

皆さまのご要望におこたえし、

信頼される事業を展開します

水道・下水道は、市民の皆さまに毎日利用していただいている必要不可欠なサービスですが、むしろ使うことが当たり前すぎて、日常生活の中では特段意識されない方がほとんどだと言えます。そのため、上下水道事業が持つ意義や実態を正しく再認識していただけるよう、積極的な広報活動、より分かりやすい情報開示の推進等に努めます。あわせて、多様化・高度化する市民の皆さまのご要望を的確に把握し、迅速に対応していきます。

さらに、地域の皆さまや琵琶湖周辺及び淀川下流域の関係者との協働作業、積極的な情報交換等により、相互の厚い信頼関係の構築に努め、琵琶湖・淀川水系の流域全体としての水環境の保全に取り組みます。

重点推進施策

1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり

2 積極的に行動するサービスの充実

3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進



IV-1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり

生活時間が多様化するお客さまニーズに的確に対応するため、夜間・休日を含めた受付方法の充実を図るなど、より一層お客さまが利用しやすいサービスの推進に努めます。
高度化するお客さまニーズにも対応した、より高水準なサービスを展開するための仕組みづくりを進めます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① お客さまの利便性の向上	お客さまサービス推進室 各営業所 総務課	・電話、ファクシミリ、インターネットによる給水申込等受付の実施 ・予納金に係る未還付者対応の実施	・継続して実施 ・未還付者への対応を継続して実施
② お客さまが利用しやすい窓口づくり			
お客さま窓口サービスの更なる向上	お客さまサービス推進室 各営業所	・お客さまサービスに繋がる窓口環境整備等の実施	・聴覚障害者等への窓口対応支援の実施 ・お客さま対応研修の実施
営業所の建て替え	総務課 監理課 お客さまサービス推進室	・設計委託の発注、業者決定	・設計実施
③ 高水準なお客さまサービスの提供	お客さまサービス推進室 総務課	・新料金システムを活用したお客さまサービスの実施	・新料金システムを活用したお客さま情報のデータベース化等の実施
④ お客さまへの情報提供の充実			
上下水道に関する情報検索システムの構築	総務課	・ホームページの随時更新	お客さまにとって利用しやすいホームページに随時更新
管路情報管理システムのデータ更新と機能拡充	水道部管理課 配水課	・データ更新と水理解析運用	・データ更新の継続的な実施 ・浄水場施設等の竣工図参照機能追加（3浄水場）

IV-2 積極的に行動するサービスの充実

お客さまが来所いただくのを待ち受けるのではなく、必要に応じてお客さまのところに訪問する「積極的に行動するサービス」への展開を図ります。

多様化・高度化するお客さまニーズを迅速かつ的確に把握し、お客さまに信頼される事業を展開することにより、時代の要請に応じたサービスの提供に努めます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 休日における開閉栓業務の実施	お客さまサービス推進室 各営業所	・休日における開閉栓業務の実施	・継続して実施
② 出前トークや環境教育の充実	総務課	・出前トークの活用促進	・子ども向け出前トークの充実
	総務課 各浄水場 各水環境保全センター	・環境教育の充実	・市内全小学3年生または4年生へのクリアホルダーの配付 ・夏休み親子教室の実施 ・施設見学の受入
③ お客さま訪問サービスの実施	お客さまサービス推進室 各営業所	・お客さま訪問サービスの継続実施	・開栓時の「水道便利袋」お渡しサービスの継続実施 ・疏水物語の配達サービスの継続実施
	下水道部管理課	・戸別訪問指導や啓発ビラの配布等による普及勧奨の推進（Ⅱ-3-③再掲）	・下水道接続率の向上（98.8%）
④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	給水課	・戸別訪問の継続実施	・戸別訪問の実施 400件/年

Ⅳ-3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

事業の透明性を高め、お客さまとの信頼関係の維持・向上を図るため、より一層広報・広聴機能の充実を図るとともに、さまざまな手法や機会を活用した積極的な情報開示を進めます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 広報計画の策定・段階的な充実	総務課	・広報計画の策定	・22年度広報計画の策定
② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実	総務課	・広報紙の作成 ・ホームページの随時更新 ・地下鉄広告やイベント等での上下水道事業のPR	・広報紙の発行 ・ホームページ(日本語トップページ)への1日平均アクセス数 21年度(1022件)以上 ・地下鉄車両等を活用した広告の実施
③ 広報関連イベントの展開	総務課	・施設内の植栽の開花時期を踏まえた一般公開やイベントの継続的な実施	・施設内の植栽の開花時期を踏まえた一般公開(献上:4日間・鳥羽:7日間)の開催
④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実	総務課 お客さまサービス推進室	・一般公開時等におけるアンケート実施 ・お客さまニーズを把握するための「水に関するアンケート(仮称)」の実施	・献上浄水場・鳥羽水環境保全センター・各区ふれあいまつりにおけるアンケートの実施及び結果の分析 ・調査方法や調査内容の検討及び実施
⑤ 水道創設100周年記念事業の展開	総務課 水道部管理課 下水道部管理課	・下水道事業開始80周年記念事業の実施 ・水道創設100周年記念事業の検討 ・琵琶湖疏水記念館の展示の充実	・下水道事業開始80周年記念事業の実施 ・水道創設100周年記念事業の決定 ・特別展の実施

Ⅳ-4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

サービス水準の維持・向上を図りつつ、できる限り現行の安価な料金水準を維持していくことを基本として、財政状況を踏まえ、可能な限り、お客さまのご要望や利用実態に合わせたお客さま満足度の高い料金施策の展開に努めていきます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 多様な料金支払方法の導入検討	お客さまサービス推進室	・クレジットカード払い導入の検討	・他都市の取組状況等についての調査を継続して実施
② 口座振替利用者へのサービス拡大	お客さまサービス推進室 各営業所	・口座勧奨取組の継続実施 ・口座振替利用者を対象としたサービスの検討	・口座普及率 82.0% ・新たに開栓されたお客さまを対象に、口座勧奨を重点的に実施 ・他都市の取組状況等についての調査を継続して実施
③ 料金制度・料金体系の見直しの検討	総務課 お客さまサービス推進室	・料金制度、料金体系の見直しの検討	・他都市調査等の実施
④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	お客さまサービス推進室 各営業所、給水課	・各戸検針・各戸徴収の制度構築及び申込受付の実施	・早期実施に向けての課題解決、制度構築及び申込受付の実施

Ⅳ-5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進

地域の皆さまや上流・下流双方の流域関係者と共通の理念や目標を持ち、相互の情報交換、協働、連携を深めたパートナーシップによるさまざまな取組を進め、琵琶湖・淀川流域全体としての上下水道事業の充実と水質の維持・向上に努めます。

京都のまちの歴史的な財産である琵琶湖疏水の適切な維持管理に引き続き努めていきます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 流域における連携の推進	総務課 水道部管理課 水道部施設課 疏水事務所 水質第1課	・滋賀県等との情報交換会の相互開催	・開催回数 最低年1回
	水質第1課 水質第2課	・淀川水質汚濁防止連絡協議会における活動の充実(Ⅱ-4-⑥再掲)	・関係事業体合同による琵琶湖水質調査等の実施 ・情報交換の継続的な実施(2回以上)
	計画課 下水道部施設課	・大阪湾再生推進会議における活動の継続(Ⅱ-4-⑥再掲) ・高度処理基本計画の見直し(Ⅱ-1-①再掲)	・下水の高度処理の推進及び合流式下水道の改善等による放流負荷削減対策の実施(Ⅱ-4-⑥再掲) ・高度処理基本計画の見直し完了(Ⅱ-1-①再掲)
② 水共生プランに基づく地域との連携	下水道部管理課 計画課 設計課 下水道建設事務所 下水道部施設課	・アンケート結果を踏まえ改正した雨水貯留施設設置助成金制度を実施、利用促進(Ⅰ-4-④再掲) ・市民、事業者等との協働、連携事業の検討、実施	・助成件数 120件 ・プランのPR及びアンケートの実施
河川・防災部局等と連携 ③ した浸水対策や水環境の保全	下水道建設事務所 計画課 設計課 下水道部管理課 きた下水道管路管理センター	・久世高田調整池の実施(Ⅰ-4-②再掲) ・京都府桂川右岸流域雨水事業との連携事業の実施(Ⅰ-4-②再掲) ・下水道総合浸水対策緊急事業の実施(Ⅰ-4-③再掲) ・西高瀬川清流ルネッサンスⅡの推進(Ⅱ-2-④再掲)	・久世高田調整池築造工事継続実施 ・久世高田調整池雨水排水監視設備工事設計完了、工事実施 ・京都府呑龍幹線への分水施設の実施設計完了 ・御池地区：御池1号接続支線(1)工事継続実施 ・塩小路幹線実施設計完了 工事実施 ・朱雀北幹線(1)工事継続実施
④ 下水道利用に関する啓発・指導	下水道部管理課 下水道部施設課	・戸別訪問指導や啓発ビラの配布等による普及啓発の推進 ・未接続理由を書面により確認(Ⅱ-3-③再掲) ・事業場排水の監視・指導の継続的な実施	・下水道接続率の向上(98.8%) ・上下水道局改造義務違反行政措置審査会において、未水洗理由の有無を審査 ・審査結果の取りまとめ ・監視のための水質検査回数2,100回以上 ・指導のための立ち入り検査回数1,700回以上
⑤ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	水道部施設課 疏水事務所 水道部管理課	・水路閣改修調査検討委員会の開催 ・散策路整備約300m	・水路閣の改修方法の検討 ・哲学の道(洗心橋～上流約300m)散策路整備工事完了

施策目標 V

経営基盤を強化し、

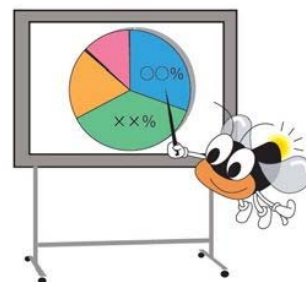
将来にわたり安定した経営を行います

水道・下水道は、市民の皆さまにお支払いいただいている水道料金、下水道使用料によってその運営が支えられています。節水型社会の到来に伴い、水需要が減少し、料金収入が減収することにより、財政状況が厳しさを増す中で、将来にわたって安定した経営が行えるよう、より一層効率的・効果的な事業運営を行うことで、財政基盤の強化に努めます。

また、施設や技術管理の一元化など上下水道一体体制による効率的な事業運営を進めるとともに、人材育成、知識・技術の継承・発展、国際貢献等を推進します。

重点推進施策

- 1 経営環境の変化に対応した経営の効率化
- 2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化
- 3 上下水道一体体制の効率的な事業運営
- 4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進



V-1 経営環境の変化に対応した経営の効率化

公営企業としての存立基盤を堅持しつつ、外郭団体や退職職員の活用による技能継承を円滑に進め、可能な限り民間活力の導入に努めることにより、事業規模に応じた職員数の適正化を図るとともに、経営分析や評価を活用した効果的な経営管理に努めるなど、民間的な経営手法を積極的に導入して、最大限の効率化に努めます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 事業の効率化の推進	総務課、 職員課、 お客さまサービス推進室、 水道部管理課、 下水道部管理課	・第4期効率化推進計画及び企業改革プログラムによる職員予算定数の削減	・職員予算定数 48人削減 (水道事業及び公共下水道事業)
② 民間活力の導入の推進	お客さまサービス推進室、 伏見営業所 総務課、 水道部管理課、 下水道部管理課	・伏見営業所の水道メーター点検業務を民間委託化(9営業所中6営業所の民間委託化) ・文書交換業務委託化に向けた検討 ・潜在漏水調査業務の民間委託	・伏見営業所の水道メーター点検業務(全域)の民間委託の実施 ・委託化の準備 ・潜在漏水調査業務の一部民間委託の拡大実施
③ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示	経理課、 総務課	・より一層の経営情報開示の検討	・財務諸表等の開示
④ 経営評価を活用したPDCAサイクルの確立	総務課	・評価結果を人事・組織・予算等に反映させる仕組みの確立 ・経営評価審議委員会の運営	・評価結果反映システムの構築 ・第三者評価の本格実施
⑤ 企業力向上のための組織改革の推進	総務課、 監理課、 各部課	・組織改革の推進 ・組織全般にわたる業務執行体制の点検 ・組織目標の共有化	・22年度組織改正の実施 ・業務執行体制の点検の実施 ・所属長マニフェストの策定、実践
⑥ 業務の高度情報化の推進			
第2期高度情報化推進計画の随時見直し・各システム開発等の推進	総務課、 システム所管課	・情報システムの整備、基盤環境の整備、ITガバナンスの向上 ・各システムの効率的・効果的な開発	・第2期高度情報化推進計画行動計画2011の策定 ・情報化推進計画ヒアリングの実施
電子入札	庶務課、 総務課	・電子入札システムの導入推進	・事後確認型の電子入札の実施
新料金システム	お客さまサービス推進室	・新料金システムの運用開始	・平成22年度内の稼働に向けての準備及び運用開始
各種システムとの連携	総務課、 職員課、 経理課、 その他システム所管課	・制度改正に対応した人事給与システムの充実 ・電子帳票化の範囲拡大に向けての検討 ・文書主任会議の定期的開催	・22年度制度改正に対応したシステム改修の実施 ・電子化の妨げとなっている紙の添付文書について省略や電子化を行い、経費支出何の電子帳票化を拡大 ・文書主任会議を年3回開催することによる文書事務の効率化及び適正化
情報セキュリティの向上	総務課	・情報システムサーバのデータセンターへの移設 ・データ暗号化システムの運用開始	・新料金システムサーバ(評価系環境)の設置 ・データ暗号化システムのイントラパソコンへの設定、暗号化及び持ち出し制御の開始
⑦ 地域水道事業と水道事業との統合	監理課、 地域事業課、 総務課、 経理課、 水道部管理課	・統合計画策定に向けての検討 ・地域水道の維持管理体制の検討	・統合及び水道料金体系統一のための検討(地域水道等推進体制検討委員会の開催(2回)) ・地域水道の維持管理体制の検討(地域水道等推進体制検討委員会の開催(2回))

V-2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化

水需要に応じた施設規模の適正化により、維持管理費や建設再投資額を抑制し、市民の皆さまのライフラインを確実に守れるよう、公営企業としての存立基盤を堅持した財政の健全化を進めます。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 上下水道施設の規模の適正化による建設再投資額等の抑制	水道部各課 下水道部各課	・山ノ内ポンプ場整備準備工事及び整備工事の継続実施(Ⅲ-1-①再掲) ・雨天時下水処理施設の検討(Ⅲ-1-③再掲)	・整備準備工事完了、整備工事継続実施 ・水処理施設の一部を合流改善施設へ転用に向けた検討の実施(Ⅲ-1-③再掲)
② 水道・下水道工事等におけるコストの縮減	監理課 総務課 設計課	・京都市公共事業コスト構造改善プログラムに基づく取組の推進	・プログラムに基づく各分科会の改善取組の取りまとめ
③ 保有資産の有効活用			
未利用地の売却、有償貸付の推進	総務課	・保有資産有効活用検討委員会において有効活用可能な土地の活用方法の検討 ・有効活用可能性のある土地等のリスト(報告書)の継続的な見直し	・既存活用未定土地の活用方法の検討及び新たな有効活用可能な土地(2件)の活用方法の確定 ・有効活用可能性のある土地等のリスト(報告書)の継続的な見直し
効率的な資金管理、運用	経理課	・引き続き効率的な資金管理、運用に努める	・平常時(6～2月)別段預金平均残高各会計10億円未満
④ 突発事故や将来の負担に備えた運転資金の確保	経理課	・会計制度の改正に向けた引当金制度の検討	・会計制度の改正に向けた引当金制度の検討の実施
⑤ 水需要の喚起や新たな増収策の検討	総務課 お客さまサービス推進室 水道部管理課	・水需要喚起に向けた取組の推進 ・保有資産有効活用検討委員会での広告事業の検討及び実施 ・全市的な山ノ内浄水場廃止後の跡地活用方針案の検討	・お客さまニーズを把握するための「水に関するアンケート(仮称)」の実施(Ⅳ-3-④再掲) ・水道水の利用促進に関するキャンペーン等啓発活動の実施 ・ミスト装置を活用した水道水のPR ・地下鉄を活用した広報の実施 ・上下水道局施設を活用した広告事業の検討及び実施 ・全市的な跡地活用方針案の策定
⑥ 口座振替利用率の向上(Ⅳ-4-②再掲)			
⑦ 給与制度の点検・見直し	職員課	・継続的な給与、手当等の点検・見直し ・職員給与等の分かりやすい情報開示の更なる推進	・調査の実施、必要に応じた見直し案の作成、実施 ・職員給与等に係る情報開示内容の検証、決算時期に合わせたホームページへの掲載
⑧ 企業債残高の削減	経理課	・企業債発行の抑制と繰上償還制度や借換制度など、国等の財政措置の活用	・企業債発行の抑制及び繰上償還の実施

V-3 上下水道一体体制の効率的な事業運営

上下水道事業に共通する業務の共同化・集約化を図るとともに、両事業の会計の一体的な管理や、料金・財務の連結を推進し、一体的な経営を行います。

水道料金単価と下水道使用料単価を合わせて、大都市平均より安価な料金水準を維持します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 技術部門の執行体制の見直し	監理課 職員課 下水道部管理課 水道部管理課 給水課配水課 水道部施設課 計画課設計課 下水道建設事務所 下水道部施設課	・「技術研修実施計画」の策定・充実と技術継承の推進 ・工事施行に関する基準・要綱等の点検見直し ・技術評価や新しい入札契約制度への対応の検討 ・工事業務全般に係る適正な業務の執行確保に向けた技術監察員の設置 ・設計変更審査委員会の運用	・計画に基づく技術研修の実施 ・技術継承システムの検討と取組実施 ・一般仕様書の改訂・統合実施 ・基準・仕様書等の段階的な点検見直しの実施 ・総合評価入札方式の拡充(土木工事における本格実施) ・工事に係る業務監察の実施 ・設計変更審査の実施
② 水道・下水道の水質管理業務の一元化	水質第1課 水質第2課	・上下水道の共通テーマを対象とした調査研究の検討の実施	・環境中の残留が懸念されるPFOA等の継続的な調査の実施 ・情報の共有(各種委員会の資料、分析データ等)の実施
③ 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進	経理課	・「地方公営企業会計制度改正」への対応について検討	・「地方公営企業会計制度改正」に対する上下一体的な対応について、検討結果の取りまとめ
④ 水道・下水道の料金の一体化の検討	総務課	・水道、下水道の料金一体化の検討	・他都市比較の実施
⑤ 上下水道施設や事業所の共同利用の促進	水道部管理課 水道部施設課 各浄水場 水質第1課 計画課 下水道部施設課	・ろ過池洗浄排水の下水放流の整備(松ヶ崎浄水場) ・浄水汚泥圧送管整備工事(新山科浄水場)	・設計完了、工事継続実施 ・圧送管ルート選定(新山科浄水場)

V-4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進

上下水道事業に求められるサービス精神と経営感覚を持つ企業職員を育成します。
上下水道事業の円滑かつ効率的な遂行のため、技術の継承・発展を目指した総合的な技術力の向上を実現していくとともに、将来を担う人材を育成します。

取組項目	担当課	平成22年度事業計画	平成22年度目標水準
① 職員の資質向上のための取組の推進	職員課 総務課	・「京都市上下水道局 人材育成基本方針 2009」に掲げた取組の着実な実施 ・お客さまサービス精神と企業経営感覚養成のための職員研修の充実 ・人事制度改革の検討、実施 ・新人事評価システムの試行実施 ・組織目標の共有化(V-1-⑤再掲)	・「京都市上下水道局 人材育成基本方針 2009」に掲げた22年度取組項目の着実な実施による職員力の向上 ・民間企業等から有識者を講師として招き、研修を実施 ・「京都市上下水道局人材育成方針 2009」に基づく取組の実施 ・一般職員への人事評価システムの導入を実施 ・所属長マニフェストの策定、実践(V-1-⑤再掲)
	職員課	・職員の服務規律に関する指導の実施 ・職場等における監察の実施 ・通報等に基づく監察の実施	・所属長ヒアリングの実施 ・非違行為の発生を未然に防止するための予防監察 ・十分な裏づけ調査等による事実確認の実施
② 職員の能力発揮のための職場環境の整備	職員課	・メンタルヘルスケアに係る取組の充実 ・保健師による健康相談の充実 ・定期健康診断の充実 ・安全衛生、健康管理の充実、働きやすい職場環境の実現	・メンタルヘルスケアに係る研修及び啓発の実施 ・保健師による健康相談の実施 ・定期健康診断の受診率アップ(96%以上) ・保健指導の実施 ・超過勤務の縮減 ・産業医による職場巡視の実施
③ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成	総務課 下水道部管理課 計画課 設計課	JICA草の根技術協力事業(新規)の実施	・技術者派遣による西安市での研修実施(10日間、5名) ・訪日技術研修生の受け入れ実施(14日間、5名)
④ 知識・経験や技術・技能の継承	職員課 監理課	・「技術研修実施計画」の策定・充実と技術継承の推進(V-3-①再掲)	・計画に基づく技術研修の実施 ・技術継承システムの検討と取組実施

上下水道の使用開始・中止などのお問い合わせ

上下水道の使用開始・中止及び名義変更の受付、口座振替のお申込み、水道料金・下水道使用料のお支払い、上下水道事業に関するご相談は、お近くの営業所又はお客さま窓口サービスコーナーまで。

お申込みやお問い合わせなどには、お客さま番号(水道番号)をお知らせ下さい。

担当区域	名称	住所	電話	FAX
東山区	東山営業所	東山区東大路通松原上ル三丁目毘沙門町43番地の3	075-561-7117	075-551-1754
山科区、伏見区醍醐支所管内	山科営業所	山科区柳辻西浦町1番地の11	075-592-3058	075-501-1746
北区、上京区的一条通以北	北営業所	北区衣笠東御所ノ内町43番地	075-462-3251	075-463-4826
中京区、上京区的一条通以南	丸太町営業所	上京区丸太町智恵光院下ル主税町1120番地	075-841-9146	075-801-9627
右京区(京北地域を除く)	右京営業所	右京区西院金槌町15番地の4	075-841-9184	075-801-9629
西京区	西京営業所	西京区上桂森下町27番地の1	075-392-8791	075-392-4606
左京区	左京営業所	左京区高野竹屋町4番地の1	075-722-7700	075-722-7704
下京区、南区	九条営業所	南区西九条菅田町7番地の3	075-682-3910	075-682-3915
伏見区(醍醐支所管内を除く)	伏見営業所	伏見区深草石橋町18番地の1	075-641-8301	075-643-6296

市内山間地域の水道事業(京北地域を除く。)についてのお問い合わせ【地域事業課 ☎075-241-1890】
京北地域の水道事業についてのお問い合わせ【地域事業課京北分室 ☎0771-52-1820】

北部地域特定環境保全公共下水道事業についてのお問い合わせ【地域事業課(北部特環) ☎075-672-7730】
京北特定環境保全公共下水道事業についてのお問い合わせ【地域事業課京北分室 ☎0771-52-1820】

お客さま窓口サービスコーナー 【お問い合わせ／☎075-672-7770】

●「お客さま窓口サービスコーナー」をご存知ですか？

京都駅から近い上下水道局本庁舎の1階にあり、平日の夜間や土曜・日曜・祝日も営業しているので便利です。ぜひご利用下さい。

●当コーナーでは、次の内容を取り扱っております。

- 上下水道の使用開始・中止及び名義変更の受付
- 道路等の漏水の連絡
- 水道料金、下水道使用料のお支払い
- 口座振替のお申込み
- その他、上下水道事業に関するご相談

●営業時間

平日／午前8時30分から午後7時まで

土曜・日曜・祝日／午前10時から午後5時まで

※年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁します。



平成22年度 京都市上下水道局事業推進方針

～京の水をあすへつなぐ～

平成22年5月 発行

この方針に関するご意見は、ホームページの「ご意見メール」まで

京都市上下水道局（担当 総務部総務課）

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

TEL 075-672-7709 FAX 075-682-2711